

改正

平成25年 5月20日告示第31号

平成26年12月22日告示第84号

平戸市設計等経常共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この告示は、平戸市が発注する測量、調査、設計等の業務委託において、業者が継続的な協業関係を確保することにより、市内業者の技術の向上と経済的地位の向上を図ることを目的として結成する共同企業体を設計等経常共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、構成員（共同企業体を構成する業者をいう。以下同じ。）が対等な立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(対象業種)

第3条 共同企業体に発注できる対象業種は、単体企業の場合に準じて取扱うものとする。

(入札参加の取扱い)

第4条 共同企業体の各構成員は、競争入札に参加する業務について単体の業者として参加できないものとする。

(共同企業体に発注できる規模)

第5条 設計等経常共同企業体に発注できる業務は、業務委託額が1,000万円以上のもの又は共同企業体に発注することが適当と判断される場合とする。

(構成員の数)

第6条 共同企業体の構成員数は、2者又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第7条 共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体に係る業種について、平戸市における一般競争参加資格審査申請書を提出し受理されている者で、平戸市内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する業者（以下「市内業者」という。）同士の組合せ又は市内業者と市外業者（市内業者以外の業者）の組合せであること。

- (2) 一の共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。
- (3) 構成員の組合せは、同じ業種区分（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3の業種区分をいう。）の組合せであること。

（構成員の要件）

第8条 共同企業体の構成員は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 当該業種について、法律上必要な登録を受けてからの営業年数3年以上あること。
- (2) 当該業種について、元請としての業務実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないこと。

（結成方法）

第9条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（構成員の出資比率）

第10条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2企業の場合 30パーセント以上
- (2) 3企業の場合 20パーセント以上

（代表者要件）

第11条 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

（入札参加資格審査の申請）

第12条 競争入札参加資格審査の申請をしようとする共同企業体は、指定の期日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 設計等経常共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 設計等経常共同企業体協定書の写し（様式第2号）
- (3) 委任状（様式第3号）
- (4) 使用印鑑届（様式第4号）
- (5) 業態調書
- (6) 各構成員の測量等実績調書
- (7) 各構成員の技術者経歴書

2 前項各号に規定する書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（入札参加資格審査）

第13条 共同企業体の資格審査については、第6条から第10条までに規定される事項について行うものとする。

(解散等)

第14条 共同企業体は、入札参加資格を受けてから2年以内に解散するものとし、その間、構成員の組合せを変更してはならない。ただし、他の構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入札書)

第15条 共同企業体の入札書は、当該共同企業体の名称及びその代表者を明記の上、構成員全員が連署で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限を委任している場合は、当該共同企業体の代表者が記名押印するものとする。

(契約書)

第16条 設計等経常共同企業体の業務委託契約書には、当該共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が契約に関する権限を委任している場合は、当該共同企業体の代表者が記名押印するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成24年6月1日以降に入札を行う業務から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に組織している共同企業体の取扱いについては、なお前の例による。

附 則 (平成25年5月20日告示第31号)

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日告示第84号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平戸市設計等経常共同企業体取扱要領の規定により組織した共同企業体の入札参加は、平成27年6月1日以降とする。

3 この告示の施行の際、現に組織している共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第1号(第12条関係)

様式第 2 号 ( 第12条関係 )

様式第 3 号 ( 第12条関係 )

様式第 4 号 ( 第12条関係 )